

## 門真市農業委員会定例総会議事録

1 日 時 令和5年6月6日（火）午後4時00分～午後4時39分

2 場 所 門真市役所 本館2階 大会議室

3 議 長 寺内 隆史

4 署名委員

8番：中道 文夫 委員 9番：橋中 信廣 委員

5 出席委員（9名）

1番：浅田 幸次 委員 2番：岩田 隆行 委員 3番：木原 早智子 委員

4番：巽 茂樹 委員 5番：田原 喜信 委員 6番：寺内 隆史 委員

7番：中野 利佑 委員 8番：中道 文夫 委員 9番：橋中 信廣 委員

6 職務のため出席した者

局長：高田 隆慶

局次長：吉田 武史

主任：谷本 大輔

主査：河坂 章志

係員：森本 翔太

7 議案・報告等

(1) 議案第8号 農地法第3条の規定による許可

(2) 議案第9号 「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況  
その他事務の実施状況の公表」について

(3) 報告第7号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出

(4) 報告第8号 議案第5号に係る意見聴取の回答について

<会議の詳細>別紙のとおり

【 署 名 】

議 長

寺内隆史

---

署名委員

中道文夫

---

署名委員

橋中信廣

---

令和5年6月6日（火）午後4時00分～午後4時39分

## 農業委員会議事録

会長	<p>ただ今から令和5年第5回農業委員会総会を開催いたします。 本日の委員会は、9名中9名の出席で、定足数に達しておりますので、成立しております。 本日の議事録の署名委員でございますが、 8番：中道 文夫 委員 9番：橋中 信廣 委員 にお願いすることといたします。 それでは、本日の議事に移ります。 議案第8号「農地法第3条の規定による許可」についてです。 それでは事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請がありましたので、ご審議をお願いいたします。 農地法第3条の規定による許可申請とは、農地を農地のまま、売買又は貸借等の権利移動を行う場合に申請するものです。 それでは、申請内容の確認に入ります。 申請内容につきましては、議案第8号の議案書をご覧ください。 申請は、1件でございます。 許可要件をまとめた資料につきましては、議案書添付の「農地法第3条調査書」をご覧ください。 また、提出された許可申請書や土地の状況につきましては、添付資料をご覧ください。1ページから14ページまでに、提出された許可申請書の写し、地図及び現地調査の写真等を添付しております。なお、本申請につきましては、親族間の無償での所有権移転であり、世帯での営農状況は今後も変更なく行われる計画で、耕作地は現状のまま使用するため、周辺への影響はないものと見込まれます。 申請内容について、添付資料1ページの許可申請書の写しをご覧ください。 1の申請者氏名等及び2の土地の所在等は申請書のとおりでございます。 続いて、2ページの「農地法第3条の規定による許可申請書（別添）」をご覧ください。 まず、第1号関係でございますが、1-1に記載のとおり、権利を取得しようとするもの又はその世帯員等が所有権等を有す</p>

る農地の利用の状況は、全て自作地でございます。

次に、申請地の取得後の営農計画、機械の所有の状況、農作業に従事する者の状況につきましては、1-2の(1)から(3)に記載のとおりです。

3ページをご覧ください。第2号関係につきましては、法人に関する要件であり、本件は個人のため、「その他」に該当いたします。

次に、第3号関係につきましては、信託要件であり、本件は信託によるものではないため、「その他」に該当いたします。

次に、第4号関係でございますが、権利を取得しようとする者及びその世帯員の農作業への従事状況につきましては、「4権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作に必要な農作業への従事状況」に記載のとおりでございます。

次に、第5号関係でございますが、5-1に記載のとおり権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後の農地の面積は5,951㎡となります。

次に、5-2につきましては、今年度より下限面積要件は無くなりました。

4ページに移りまして、第6号関係でございますが、これは所有権以外の権原に基づき農地を貸付または質入れする場合の要件であり、本件は該当いたしません。

次に、第7号関係でございますが、「7周辺地域との関係」につきましては、申請書に記載のとおりでございます。

それでは、許可要件の確認をいたします。議案書添付の別添議案第8号「農地法第3条調査書」をご覧ください。

個人による所有権移転は、農地法第3条第2項第1号・第4号・第6号の各要件を満たす場合に許可することができます。

まず、第1号要件の全部効率利用要件につきましては、譲受人及びその世帯員は農作業に必要な機械としてコンバイン・トラクター・乾燥機・糶摺り機・田植機を所有しており、また長年にわたる農作業経験もあるため、保有する農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

次に、同項第4号要件の農作業常時従事要件につきましては、譲受人及びその世帯員は、年間150日以上農作業に従事しており、農作業を行う必要がある日数、農作業に従事すると見込まれます。

最後に、同項第6号要件の地域調和要件につきましては、本件は、権利移転後も、現状のまま利用する予定であり、また、現地調査により周辺の農地を含めた当該申請地の利用状況等も確

	<p>認し、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと見込まれます。以上のことから、本件は許可できる案件と考えます。説明は以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。ただいまの説明について、何かご意見はございませんか。 調整区域のどこやね。</p>
事務局	<p>そうです。</p>
会長	<p>おそらく今後こういう案件がちょっと増えてくるのかと思います。前にもありましたね。 何かご意見ございませんでしょうか。</p>
岩田委員	<p>ちょっと余談な質問なんですが。</p>
会長	<p>はい。</p>
岩田委員	<p>農地台帳、これはできたら家族入れとく方がこういう変更あった場合、親族って分かりやすいから入れとく方がいいんですか。</p>
事務局	<p>氏名を。</p>
岩田委員	<p>そうそう。</p>
会長	<p>あれはあくまでも耕作者。</p>
事務局	<p>耕作していれば。</p>
岩田委員	<p>じゃなしに、例えば、今後こういう事例のやつ、事前に手伝ってくれてたら、息子の名前を入れておいた方が、ぱっと見たときに台帳載っているから、規定が満たしやすいかなと思ったり。</p>
事務局	<p>地図に記入している農地台帳に関しては、所有者様の名前を記入していますので耕作者様ではないです。コンピューターより出力しているものに関しては、ご家族、親族様が載っていたりとかいうことはあります。資料の29ページですね。</p>

岩田委員	今回の言えば、息子さんの名前が載ってないでしょ。前は載っているでしょ。
事務局	今回の資料で載せているのは、届出があった時にこちらが入力しているからかもしれません。
岩田委員	台帳に。
事務局	システムの台帳に載せています。当該案件のような場合で、親族様の住民票とか世帯員等が的確に分かる書面が提出され、それが本案件のように権利移動に関わるような場合には、追記するようにしています。 必ずしも届出前に載っているのではなく、届出時に耕作はみんな、家族で、世帯員で何日以上やっていますという言質を得たうえで、追加入力しております。
会長	届出前はなかった。
事務局	あったか、なかったかは定かではないですが、ある、なしで許可がしやすい、しやすくないということは、こういう許可案件では関係ありません。
会長	はい。他に質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。はい。中道委員。
中道委員	一応確認という意味ですけど、添付資料の3ページの、4権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う云々のところの中で、世帯員等とは、というところの読み方ですけど、前もよく似た案件で確認させていただいたと思うんですけど、今回のこの申請についても、譲渡人と譲受人の住所が違うので、近くと言えば近くなんですけども、この居住及び生計を一にする親族、当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等の親族ということであれば、この譲受人が、この譲渡人の住所に住んでいらっしやらなくても構わない、そういう理解でよろしいでしょうか。
事務局	はい、そのとおりです
中道委員	仮に、譲受人の方が東京におられれても、北海道におられれても、

	これは2親等以内の親族というものが確認できればという基準でしたかね。
事務局	過去にも同じような事例があったのですが、この場合であれば認めざるを得ないというのが実態です。 元々は生計を一にしていなくて同経営主、同世帯として見られなかったのですが、近年生活様式の変化を考慮し、別生計の親族が増えており、2親等以内であれば同世帯としてみなすものとなっております。 事実、最近の3条許可案件は2親等以内の親族間での無償譲渡による所有権の移転が多く、耕作者及び営農責任者に変更なく、ただ権利の移転のみを行っている事例ばかりとなっております。
中道委員	実態変わらないということですね。
会長	他にないようですので採決にはいります。議案第8号、「農地法第3条の規定による許可」について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
	<b>【委員挙手】</b>
会長	はい。ありがとうございます。全会一致で、議案第8号、「農地法第3条の規定による許可」について、議案のとおり許可することと決しました。 それでは次に移ります。 議案第9号「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」についてです。それでは事務局説明をお願いします。
事務局	はい。本件は、「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」を策定・公表するにあたり、委員会の意見を求めるものです。 それでは、議案第9号の議案書添付の「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」をご覧ください。 まず、こちらの資料につきましては、修正等のご要望もございませんでしたので、事前にご確認していただいた内容のままとなっておりますので、実績のみご報告させていただきます。

まず、Ⅱ.1「最適化活動の成果目標」の(1)の③実績の「今年度の新規集積面積」は「0ha」、「農業委員会の点検結果」は、「国の認定農業者の制度を市のホームページにて掲載しているが、広く周知されておらず、また、要件を満たす方が少なく、新たな認定に繋がらない。」としております。

次に、(2)次ページの3実績のア、aの「今年度の緑区分の遊休農地解消実績面積」については、昨年の報告面積が「0ha」のため実績も「0ha」としており、bの「黄区分の遊休農地の解消に向けた工程表の策定状況」は「黄区分の遊休農地が発生していないため、工程表の策定は行わない。」としております。

続いて、④その他の表についてはご覧の通りであり、その下の「農業委員会の点検結果」は「日々の最適化活動による現地調査の徹底と農地の適正管理についての指導を実施したことにより遊休農地の発生を抑えることができた。」としております。

次に、(3)次ページ③実績の表は全て「0」で「農業委員会の点検結果」は「新規参入希望者に対し、個別相談対応を行っているが、希望する農地条件等の理由により、参入に至っていない。」としております。

次に、2最適化活動の活動目標の(2)②実績の「活動強化月間の設定回数」は「1回」で「10月に遊休農地解消の為、農地パトロールによる状況確認を実施し遊休農地の発生を防止した」旨記入しております。

次に最終ページになります。(3)②実績の「新規参入相談会への参加回数」は「0回」です。

最後に、「目標の達成状況の評語」は「目標に対して期待をやや下回る結果となった」で「推進委員等の点検・評価結果」は表のとおりとなっております。

説明は以上でございます。

会長 はい。ありがとうございます。ただいまの説明について、何かご質問等ございませんでしょうか。

中道委員 はい。

会長 はい。中道委員。

中道委員 最終ページの目標の達成状況の標語のところ、目標に対して期待をやや下回る結果となった、と書いてあって、かつ推進委員等との点検・評価結果が0、0、2、7という結果が表され



	<p>ている部分なんですけれども、意見ということではないんですが感想として、これが我々の1年間の成績表になる。残念ちゃ残念やなど。数字の上から見ると。数字が全てではないですけども、そういう感想を持ちました。</p>
<p>会長</p>	<p>他にございませんでしょうか。 ないようですので採決にはいります。議案第9号「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;"><b>【委員挙手】</b></p>
<p>会長</p>	<p>はい。ありがとうございます。全会一致で、議案第9号「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」については、議案のとおり許可することと決しました。 それでは次に移ります。報告案件になります。 報告第7号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」についてです。それでは事務局説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。本件は、農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域内の農地を農地以外のものにする届出があったことにつき、門真市農地転用関係届出事務処理決裁に関する規程第3条の規定により、届出の受理を会長専決いたしましたので、同規程第4条の規定により報告するものです。 届出内容につきましては、報告第7号の議案書をご覧ください。届出につきましては、番号1から3までの3件でございます。1件目についてであります。 地図、申請書の写し並びに現地調査時の写真等の資料につきましては、添付資料15ページから30ページでございます。当該届出地は、添付資料27ページの地図のとおりでございます。届出内容は、15ページのとおり転用の目的は駐車場及び資材置場であります。 尚、当該地は以前一時転用で届出があった農地であり、その期限が到来したため、改めて転用の届出を提出されたものです。現地調査へは、農業委員会から浅田委員、事務局から濱岡、河坂が実施し、周辺への影響はないものと判断いたしました。 次に、2件目についてであります。</p>

地図、申請書の写し並びに現地調査時の写真等の資料につきましては、添付資料 31 ページから 39 ページでございます。当該届出地は、添付資料 35 ページの地図のとおりでございます。届出内容は、31 ページのとおり転用の目的は工場であります。現地調査へは、事務局より谷本、森本が実施し、周辺への影響はないものと判断いたしました。次に、3 件目についてであります。地図、申請書の写し並びに現地調査時の写真等の資料につきましては、添付資料 40 ページから 49 ページでございます。当該届出地は、添付資料 43 ページの地図のとおりでございます。届出内容は、40 ページのとおり転用の目的は露天駐車場であります。現地調査へは、事務局より河坂、森本が実施し、周辺への影響はないものと判断いたしました。説明は以上でございます。

会長

ありがとうございます。ただいまの説明について、何かご質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。大丈夫でしょうか。はい。ないようですので、次に移ります。報告第 8 号「議案第 5 号に係る意見聴取の回答について」です。それでは事務局説明の方よろしくお願いします。

事務局

はい。令和 5 年 4 月の総会でご審議頂きました「議案第 5 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可」の大阪府農業会議への意見聴取の回答についてです。農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請があったときは、法により大阪府農業会議の意見を聴くことができるとされているため、法の規定に基づき意見聴取を行ったものです。議案書をご覧ください。本案件の概要は前回ご審議いただいた通りで、4 条の許可要件を満たしており、農業委員および事務局の現地調査の結果、既に転用済みで周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれ等についてもないと見込まれたため、許可した案件です。そのことについて、一般社団法人大阪府農業の「第 85 回常設審議委員会」にて意見聴取し、その結果、令和 5 年 4 月 19 日付で、「許可止むを得ないもの」と回答がありましたので、ご報告いたします。また、4 月の門真市農業委員会総会時に、農業会議の意見聴取

	<p>の結果、許可相当とされた場合は、農地転用を許可してよいか、ご審議いただき可決したため、許可書を発行し、申請者へお渡しさせていただきましたので、併せてご報告させていただきます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
会長	<p>はい。ありがとうございました。ただいまの説明について、何かございませんでしょうか。</p> <p>これは4月の総会で諮った案件ということでもいいですか。</p>
事務局	はい。
会長	最初受け付けたのが3月。2月。
事務局	3月に受け付けました。
会長	3月の上旬。上旬というか、現地調査は。
事務局	現地調査を行ったのは、3月の下旬です。
会長	それが4月の総会に間に合う。
事務局	タイミングにもよりますが、本件は4月の総会に諮ることができました。
会長	タイミングが良ければ1か月くらいで、回答できるというそういう形でしょうか。
事務局	タイミングが良ければ、そうですね。
会長	4月の常設審議委員会で回答もらったということですね。
事務局	そうです。
会長	申請者に対しては、いつ連絡したんでしょうか。
事務局	4月の下旬です。お手元に届くまで1か月半とか2か月程度になると思います。

会長	だいたい1か月くらい。
事務局	そうですね。タイミングにもよるかとは思いますが、常設審議委員会の1週間前に開催される連絡会というものがあられて、そこに議案書を提出しなければなりません。基本は、それに間に合うように総会は開催させていただいているので、総会の案件にさえあがれば1か月半から2か月ほどで完了することになります。
会長	わかりました。 他に何かございませんでしょうか。
岩田委員	これはあげたら必ずオッケーになるものですか。
事務局	いえ、違います。
岩田委員	ノーという場合が。
事務局	ノーという場合が増えていると聞いています。
岩田委員	ノーって言われたらどないすんの。
事務局	許可できないという判断になります。
会長	他よろしいでしょうか。 ないようですので、本日の議題は以上でございます。委員会はこれにて閉会とさせていただきます。ありがとうございました。